

横須賀市事務監査請求書

事務監査請求の要旨

1、 請求の要旨（千字以内）

長井海の手公園建設は、地元市民代表、農協、漁協、各種団体代表、学識経験者、市議会代表等による検討委員会で平成8年11月に基本構想が、平成9年11月にこの委員会の提言を受け基本計画が策定されました。

基本計画では、テーマを「潮かおるときめき大地」とし、自然環境に負担をかけない空間づくりとして「公園内は徒歩による利用を基本とし遊歩道等を整備する。」「固有の自然（太陽熱・風力等）を極力活用する。」等の実践をしております。また、導入施設は「はらっぱ・多目的グラウンド・こかげ広場・体験農園・自然ふれあい講習所・星見広場・遺跡発掘体験施設・休養施設」等とされています。市民等多くの関係者により策定されたこの計画を基本に、事業目的も周囲の海や緑豊かな農業空間の美しい景観を活かし、人々が気軽に利用できる寛ぎの場として整備を図り、また自然の中で寛ぎを求めている人々及び農業体験など自然との交流や新たな発見等を求めている人々に対し自然と共生する社会に親しみ、理解を高める機会を提供するとしています。

これらを念頭に建設計画をし、PFI手法による提案内容の審査も同様であるべきと思われます。しかし、選定された計画は基本計画に対し忠実とは言えず、事業者選定委員からもこの点が指摘されています。よって事業グループの選定等について以下の事項の、個別外部監査を請求します。

- ① 選定された事業計画は、チュウチュウトレイン・ゴーカート等テーマパーク的な要素が強く、基本計画と整合性がとれていないので、見直しを求める。
- ② 本計画策定済の都市公園建設は、事業提案によるPFI手法の契約は適切ではない。
- ③ 選定委員会委員が1名途中辞任し、外部委員4名が1位としたものと選定事業とに2億9千2百万円の差がある等、内部委員と外部委員の評価が余りにも違いすぎる。
- ④ 選定された事業者の施設を、市長が平成11年4月から1年間に3回、助役を含めた担当部及び選定委員会が合わせて5回視察をしていることは、公平・公正さを著しく欠き公務員として倫理上不適切である。

- ⑤ 選定委員会外部委員の評価表を開封したまま回収したことは、評価の公正さに疑惑を持たれ不適切である。
- ⑥ 地元長井地区15町内会長等から市長に要望書、議会に請願書が提出されているにも関わらず、契約を締結したことは地元住民無視の行為で、開園を延期すべきである。
- ⑦ 事業者と直接相対しないで、契約書を宅配便でやり取りし76億円の契約を締結したことは、事業者に特別の便宜を図ったことになる。
- ⑧ 本事業の推進は市民にとって民主的、能率的な行政運営ではない。

2、 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（千字以内）

長井海の手公園整備等事業については、平成15年5月9日に4事業者からの提案を受け、「長井海の手公園整備に係るPFI事業者選定委員会」で審査を行った結果、平成15年6月30日にファームグループが選定されたましたが、平成11年当時から市長を含めた関係職員が、株式会社ファームと再三接触し、この事業者が工事を請け負うという噂の中での選定結果となり、平成15年8月14日に市議会建設常任委員会協議会が開催され、質疑の中で上記1の内容等が明らかになりました。

また、平成15年6月26日付で「團 紀彦」選定委員が辞任をした理由等について、外部委員に建設常任委員会に出席していただき説明を求めるという要求もありましたが実現せず議会での論議は終了しました。

今回の事業は、本市において最初のPFI事業であり、平成15年6月20日の最終選定委員会の中で、ある委員から、「かなり誤解を生む評価の仕方だと思うんです。主観の入り込む余地がかなり大きな審査方法ではないかと思えます。そういったものの総点をもってして、これだけで結果を決めてよいものか」と、さらに他の委員からは、「これは大きな問題になる評価法だと思います。私自身、これを大きな問題にしていきたいと思っています。こんな評価法が広く公の目に触れたときに、この評価法自体がどういう評価になるのか、ちょっと心配」という感想が述べられ、このような不透明な状況下で事業を遂行することは効率的な市制運営からも大きな汚点を残すことになり、今後の市制運営に重大な影響を及ぼすと思われまます。

これらを考えた時に、市長が任命した監査委員や市長が採用した監査委員事務局職員による監査ではなく、公平、公正な第三者による個別外部監査を実施することが適当と思われ、正すべき事は正し、修正すべき事は修正して真に市民のための公園建設をすべきと考えます。

3. 請求代表者

住 所 横須賀市 子安 5 番 1 号
職 業 横須賀市議会議員 氏 名 木 村 正 孝 印

住 所 横須賀市 鷹取町 1 丁目 5 5 番地
職 業 横須賀市議会議員 氏 名 一 柳 洋 印

住 所 横須賀市 根岸町 4 丁目 3 0 番 5 号
職 業 横須賀市議会議員 氏 名 原 島 浩 子 印

住 所 横須賀市 武 5 丁目 2 1 番 3 号
職 業 横須賀市議会議員 氏 名 藤 野 英 明 印

住 所 横須賀市 久村 5 7 7 番地
職 業 横須賀市議会議員 氏 名 吉 田 雄 人 印

上記のとおり地方自治法第 7 5 条第 1 項の規定により事務の監査を請求いたします。併せて、同法第 2 5 2 条の 3 9 第 1 項の規定により、当該事務監査請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

平成 1 6 年 3 月 2 6 日

横須賀市監査委員 様